

松 山 大 学 論 集  
第 22 卷 第 1 号 抜 刷  
2 0 1 0 年 4 月 発 行

児童福祉における自立の支援  
—— 施設養護を中心に ——

牧 園 清 子

# 児童福祉における自立の支援

—— 施設養護を中心に ——

牧 園 清 子

## はじめに

本稿の課題は、施設に入所する子どもへの自立支援の実態を明らかにすることにある。

現代日本の福祉政策において、「自立支援」はいまや基本理念の一つとなっている。「自立支援」が、国の審議会や社会保障制度の中で取り上げられるようになったのは、1990年代に入ってからで、とくに、1995年の社会保障制度審議会勧告「社会保障体制の再構築——安心して暮らせる21世紀の社会目指して」は、社会保障の理念が「保護・救済」から「自立支援」へと転換する契機となったとされている<sup>1)</sup>。

児童福祉法においても、1997年に制度の「抜本的な再構築」を図るための大幅な改正が行われ、社会的養護を必要とする児童（要保護児童）への施策は保護から自立支援へと基本理念の転換がはかられた。そして、児童福祉施設の名称が、児童自立支援施設（旧・教護院）、母子生活支援施設（旧・母子寮）など、自立や支援を含む名称に変更されるとともに、施設の目的規定の中に自立・支援が明記された。また、この改正で、自立援助ホームが児童自立生活援助事業として法制化された。

1997年改正の基本理念は、「要保護児童を保護や救済の対象として受動的立場に置くのではなく、独立した人格として認めた上で、児童が家庭や社会に支えられながらも自ら成長発達していくものであることに着目し、年齢と成熟度

に応じて児童の意向を尊重しながら、自立を社会的に支援していく」という考え方である。これは、1994年に批准した「児童の権利に関する条約」の趣旨を具体化するものであるとともに、近年の障害者や老人福祉の分野における保護から自立支援への社会福祉援助理念の変化を反映したものとされている<sup>2)</sup>。

そこで、本稿では社会的養護の中の施設養護を取り上げ、児童福祉における自立と自立支援の実態を検討してみたい。以下では、まず、近年の施設養護の動向を概観し、ついで、施設養護における自立および自立支援の規定を検討する。さらに、施設養護を受ける子どもたちの自立の実態を取り上げ、最後に、施設はどのような自立支援を行っているのかを事例調査をもとに明らかにしたい。

## 1 近年の施設養護の動向

施設養護は、戦後日本の児童福祉政策の中心的な位置を占めてきた。入所児童がもっとも多い児童養護施設の目的規定を取り上げ、施設養護の機能の変化をみよう。

1947年の法制定当時には、「養護施設は、乳児以外の保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする」と規定されていた。

1997年に児童福祉法改正が行われ、「児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設である」と規定された。この改正で、はじめて自立が法文中に明記された。

さらに2004年にも改正が行われ、「児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」となった。

以上の規定をまとめると、児童養護施設の目的は、1947年の「養護（家庭

養育の代替・補充)」(インケア)→1997年の「養護+自立支援」(インケアとリービングケア)→2004年の「施設での養護+退所後の自立支援」(インケアとリービングケアとアフターケア)へ、と変化してきたといえる。つまり、児童福祉法制定当時の養護施設は、親のいない子を養育する、いわゆる「単純養育」を主要な機能としていた。その後、児童養護施設となり、子どもたちの成長発達を保障するとともに家庭復帰や社会に送り出すという役割に変化した。そして、さらに、施設で生活している期間だけでなく退所後の諸問題に立ち向かうための援助が加わった<sup>3)</sup>。

施設養護の機能がこのように変化していく中で、新たに加えられたアフターケアの役割が期待されているのは、1997年の児童福祉法改正により規定された自立援助ホームである。自立援助ホームは、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、1988年から「自立相談援助事業」として実施されてきたが、今回の法改正により児童居宅生活援助事業の一類型である「児童自立生活援助事業」として法定化された。

この事業は、「児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(以下「自立援助ホーム」という。)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする」とされている。定員は5名から20名である。自立援助ホームにおける事業は、1988年の「養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」、1992年の「児童養護施設分園型自活訓練事業の実施について」や1997年の「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」<sup>4)</sup>などの各通知による事業とともに、年長児童を対象とした施策の充実をはかるものといえよう。

一方、「児童の権利にかんする条約」(第20条)で、要養護児童のための代替的監護について施設養護よりも里親制度などの家庭的養護を優先するという考え方が示されていることや、虐待を受け手厚いケアを必要とする児童の増加

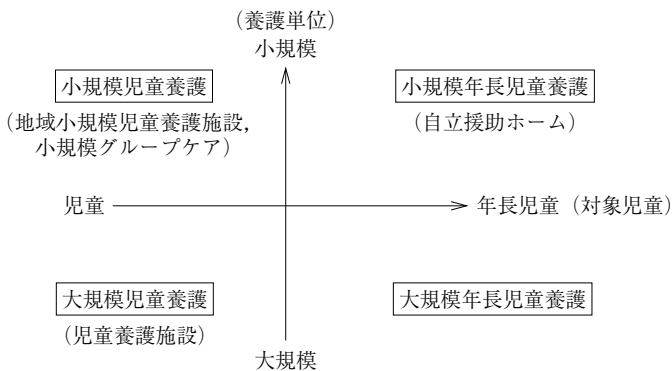
などを背景に、小規模ケアが志向されてきている。

2000年に「地域小規模児童養護施設の設置運営について」が通知され、施設養護の小規模化と家庭的環境での養護が推進されることになった。また、2003年の社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書」においても児童福祉施設における生活単位の小規模化と地域化が提言され、2004年に「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」が通知され、施設における家庭的養育の実現に向けた取り組みが行われている<sup>5)</sup>

地域小規模児童養護施設は、本体施設を運営する法人の支援のもと、「地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする」とされ、定員は6人とされている。

また、小規模グループケアは、児童養護施設において、虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち、手厚いケアを要する子どもに対して、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする事業で、ケアの単位を6人としている。

図1 施設養護の分類



以上のように、近年の施設養護は、対象児童の年長化および養護単位の小規模化を進めており、施設養護の多様化が指摘できる。この間に新しく規定された自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアと従来の児童養護施設との関係を整理すると図1のようになろう。

自立援助ホームの定員は5～20名と定められており幅があるが、現在のところ多くのホームが6人程度の小規模の定員で運営されているので、小規模年長児童養護に位置づけることができる<sup>6)</sup>。

## 2 施設養護における自立と自立支援

1997年の児童福祉法改正において、施設養護の目的に「自立の支援」が導入された。本節では、児童養護施設に入所する子どもたちの自立や自立支援が政策レベルではどのように考えられているかを検討しよう。

改正の際に出された厚生省児童家庭局通知「児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」では、児童養護施設の自立の支援について次のように述べている。

「自立の支援とは、施設内において入所児童の自立に向けた指導を行うことその他、入所児童の家庭環境の調整や退所後も必要に応じて助言等を行うこと等を通じ、入所児童の家庭復帰や社会的自立を支援することをいう。」  
ここでは、自立とは家庭復帰と社会的自立を指し、そのための支援を自立支援としている。

さらに、法改正の翌年（1998年）に刊行された厚生省児童家庭局家庭福祉課監修の『子ども自立支援ハンドブック』における施設入所児童の自立支援についての解説をみよう<sup>7)</sup>。

まず、家庭復帰については、「児童の家庭環境を調整することによって家庭の養育力・監護力を回復させ、早期に復帰させて家庭での養育を図ることはもちろんであるが、家庭復帰が困難な場合であっても、一時帰宅や面会を促進することによって家族との関係の維持または家族関係の再統合を図ること、児童

に親子の役割を学習させ、家庭生活を体験する機会を作っていくことが自立支援に不可欠である」としている。早期の家庭復帰だけでなく、家族関係の維持や再統合、家族生活の体験などの家庭環境調整が自立の支援として必要であるとしている。

一方、社会的自立については、つぎのような考え方が示されている。

自立の支援とは、児童が社会人として自立して生活していくための「総合的な生活力」を育てることであり、基本的な生活習慣の習得や職業指導だけを意味するものではないとしている。ここでは、自立を幅広く捉え、「総合的な生活力」を身につけることであるとしている。

加えて、自立とは孤立ではなく、必要な場合に他者や社会に援助を求めることは自立の不可欠の要素であるから、依存心を排除しているものでもない。むしろ発達期における十分な依存体験によって育まれた他者と自己への「基本的信頼感」は、社会に向かって巣立っていくための基礎となるものであるとしている。

したがって、保護者からの虐待等で傷ついた児童の心を癒し、施設が物心両面で安心して生活していける場所であることを児童が実感できるような環境を整えること、そして職員との信頼関係を築き上げることが何よりも援助の前提として必要であるとしている。

また、施設での児童に対する援助では、「児童の権利に関する条約」の主旨を具体化する観点から、自立支援の視点に立ち、施設生活の各場面で、児童が「自ら判断し決定する力」を育てていくことを常に念頭においた援助が求められている。つまり、児童の自主性と自己決定を尊重することが重要であるとしている。

以上の考え方をまとめるならば、施設児童の社会的自立とは、「基本的信頼感」をもとに、「自ら判断し決定する力」を含む「総合的な生活力」を身につけていくこととなろう。

なお、1998年の厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童福祉施設等にお

ける入所者の自立支援計画について」により、児童福祉施設は自立支援計画の策定が義務づけられた。

自立支援計画は、児童の自立を支援するために、児童が入所する施設が児童相談所の処遇指針を受けて、児童及び保護者の意向と関係機関の意見を踏まえて作成する児童及びその家庭への援助の計画である。入所後は、定期的に児童相談所との協議の上再評価を行うこととなった。

### 3 施設養護のもとにある子どもたちの自立

2008年の厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童養護施設入所児童等調査結果』によれば、5種類の児童福祉施設で合計4万4,543人の児童が養護を受けている<sup>8)</sup>

ここでは、在所児童がもっとも多い児童養護施設に入所する子どもたちの自立についてみておこう。

2008年2月の在所児童は、3万1,593人で、男子1万6,908人(53.5%)、女子1万4,555人(46.1%)である。在所児童の平均年齢は10.6歳である。

入所時の平均年齢は5.9歳となるが、年齢別にみると、入所時の年齢は2歳がもっとも多く21.4%で、3歳12.5%、4歳8.9%などがつづく。6歳未満の児童をあわせて53.8%となり、半数を占める。平均在所期間は4.6年であるが、10年以上在所する児童も10.9%いる。児童の入所経路は、「家庭から」が71.5%、「乳児院から」が19.5%、「養護施設から」が2.9%などとなる。7割は家庭からの入所となっている。

現在の就学状況は、就学前20.2%、小学校低学年18.5%、小学校高学年22.4%、中学校22.7%、中学校卒15.4%となる。中学校卒の在所児童は前回調査(2003年)では14.1%であった。年長児童の割合は増加している。

児童の心身の状況については、23.4%に障害等がある。前回調査(2003年)では20.2%であったから、障害のある児童は増えている。内訳は、知的障害9.4%、広汎性発達障害2.6%、ADHD2.5%、身体虚弱2.4%などとなっている。



施設が指導上留意している点は、「心の安定」66.9%がもっとも多く、ついで「家族との関係」53.7%である。学業の状態については、「すぐれている」が3.9%、「特に問題なし」が47.9%で、「遅れがある」が27.4%である。

ついで、入所時および現在の家庭状況についてみると、家庭養護問題発生の理由の主なものは、「父又は母の虐待・酷使」14.4%、「父又は母の放任・怠惰」13.8%、「父又は母の精神疾患等」10.7%などとなっている。「虐待経験あり」は全児童の53.4%を占め、内訳ではネグレクトがもっとも多く66.2%である。家族との交流について、「交流なし」は16.1%で、多くの児童は家族と交流がある。交流では、「帰省」が多く52.7%、ついで、「面会」18.8%、「電話手紙連絡」9.6%である。

児童の今後の見通しは、「自立まで現在のままで養育」55.1%がもっとも高くなっており、「保護者のもとへ復帰」は35.4%となっている。

さらに、増加しつつある中学3年生以上の年長児童の状況についてみよう。

中学3年生の2月時点での、高等学校または各種学校への「進学希望」は84.5%で、「まだ考えていない」が8.3%である。「進学を希望しない」児童は5.8%である。

中学3年生以上の年長児童全員の大学または短期大学への進学希望は、「大学（短大）進学希望者」の割合は25.7%で、「考えていない」が28.1%、「希望しない」が40.7%となっている。前回（2003年）の進学希望者は21.4%であったから、進学希望が増加している。将来のやりたい職業は、男子では「スポーツ・芸能・芸術」12.1%、「工場に勤める」11.8%、「飲食業調理等」8.0%が上位を占めている。女子では、「学校の先生や保育士・看護師など」20.9%、「飲食業調理等」9.3%、「スポーツ・芸能・芸術」8.4%などの順となる。

将来の希望については、「早くもとの家族に復帰したい」と答えた児童が全体の37.7%、「早く結婚して落ち着いた家庭を作りたい」と答えた児童は全体の42.0%、「施設を出て、自分で生活することに自信がある」と答えた児童は全体の31.3%となっている。

なお、10年前（1998年）の「家庭復帰希望」は41.9%、「自立生活への自信」33.5%であった。これらの項目に関する比率は、10年前に比べて減少している。

また、厚生労働省大臣官房統計情報部編『社会福祉施設調査』（2006年10月1日現在）によると、児童養護施設の過去1年間の退所者は5,668人であった。在所者は3万764人であるから、18.4%が退所したことになる。1年未満の退所者がもっとも多く26.9%を占める。5年刻みでみると、5年未満66.6%、5～10年未満19.3%、10年以上14.1%となる。7割近くは5年未満の退所である。

退所理由は、家庭復帰62.9%、就職21.0%、他施設転所10.8%となっている。6割は家庭復帰となっている。

また、表1で退所理由を年齢別にみると、「家庭復帰または親戚引取り」は1～6歳84.9%、7～12歳86.4%、13～15歳68.4%で主な理由となるが、16～18歳ではその比率は28.4%に減少し、「就職（自活）に伴う独立」59.3%が主な理由となっている。退所理由は年齢によって異なり、中学生までは家庭引取りが退所の主たる理由であるが、高校生以上では就職が退所理由となっている。

児童養護施設入所者の中学校卒業後の進路状況は、中卒後の高校等進学率が93.7%（2008年家庭福祉課調べ）で、中学校段階での進学希望の比率よりも実際に高校等に進学した比率は高い。また、児童養護施設入所者の高等学校等卒業後の進路は、大学等へ進学は19.0%で、就職が73.4%を占める。高校卒業後は就職というのが平均的な進路ということになる。

参考のために、全国の高卒者の大学進学率をみると68.1%（2008年5月1日現在）であるから、児童養護施設入所者の大学進学はきわめて少ないということがわかる。

施設養護のもとにある子どもたちの自立を退所の時点でみるならば、家庭復帰6割と就職による社会的自立2割ということになる。

表1 平成18年度の退所児童における退所理由【児童養護施設】

(上段：人，下段：年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

	1～6歳 n=1,192 100.0%	7～12歳 n=1,433 100.0%	13～15歳 n=969 100.0%	16～18歳 n=1,702 100.0%	19歳以上 n=108 100.0%	合計 n=5,404 100.0%
就職（自活）に伴う独立	— —	— —	80 8.3%	1,009 59.3%	58 53.7%	1,147 21.2%
家庭復帰又は親戚引き取り	1,012 84.9%	1,238 86.4%	663 68.4%	483 28.4%	22 20.4%	3,418 63.2%
養子縁組又は里親委託	77 6.5%	36 2.5%	10 1.0%	12 0.7%	0 0.0%	135 2.5%
情緒障害児短期治療施設へ措置変更	7 0.6%	16 1.1%	12 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	35 0.6%
児童自立支援施設へ措置変更	0 0.0%	30 2.1%	85 8.8%	13 0.8%	0 0.0%	128 2.4%
他の児童養護施設へ措置変更	63 5.3%	55 3.8%	49 5.1%	11 0.6%	0 0.0%	178 3.3%
自立援助ホームへ措置変更	0 0.0%	0 0.0%	12 1.2%	30 1.8%	5 4.6%	47 0.9%
知的障害児施設へ措置変更	16 1.3%	30 2.1%	36 3.7%	28 1.6%	6 5.6%	116 2.1%
医療機関への入院	1 0.1%	3 0.2%	4 0.4%	3 0.2%	2 1.9%	13 0.2%
その他	16 1.3%	25 1.7%	18 1.9%	113 6.6%	15 13.9%	187 3.5%

資料出所) 厚生労働省『平成19年度社会的養護施設に関する実態調査中間報告』2008年

家庭復帰は、退所理由の6割を占めており、自立の主要な理由である。ただし、家庭復帰は中学生までであり、高校生では少数となる。入所する子どもたちの3割強で「保護者のもとへ復帰」の見通しがあり、8割の子どもの前提となる帰省や面会などの家族との交流もある。しかし、子どもの6割は「自立まで施設で」養育される見通しであり、家庭復帰は施設養護のもとにある子どもたちの主要な自立の形態とは言い難い。

一方、社会的自立を進路で見れば、全国に比べれば低い水準ではあるが、9割が高等学校等へ進学しておりおおむね高校までの進学は保障されているといえよう。ただし、中学段階での退所では、8.3%は就職であるから、まだ、かなりの子どもたちが中学卒業後の就職退所による自立となっている。かつてに比べれば少なくなっているが、「強いられた自立」<sup>9)</sup>といえる実態が現在も見えて取れる。

#### 4 施設における自立支援

児童福祉施設における自立支援の実態調査(表2)を東京2施設、大阪1施設で行った<sup>10)</sup>本節では、「施設調査」で得られた知見を資料に、各施設について、①施設の概要、②自立支援の実践内容、③取り組みの特徴の順に明らかにする。②は複数の職員へのインタビューで語られたものをまとめている。

表2 施設概要

	施設の種類	所在地	設立	入所定員	入所対象者
I施設	児童養護施設	大阪府	1978年	男女30名	幼児から18歳
A施設	児童養護施設(年長)	東京都	2006年	男女20名	15歳から18歳
S施設	自立援助ホーム	東京都	1958年	男子20名	15歳から20歳

##### (1) I 児童養護施設

###### ①施設の概要

I施設は、はしけ事業に従事する港湾労働者の子どもたちの教育を保障するために1949年に設立された水上学童寮の中学寮として、1962年に設立された。1978年に、港湾労働法の施行と船内居住の禁止により入所児童が減少し、社会的要養護児童を対象とする一般養護施設となる。I施設は、定員30名で、大阪市管内の児童養護施設の中では最も定員数の少ない施設である。

2007年度は、8名が退寮した。家庭引き取り4名、社会的自立による退寮

4名である。社会的自立の内3名は、小学生のときに入所し、3月に高校を卒業し、退寮となった。2名は就職し、1名は大学に進学した。彼らの平均在寮年数は10年であった。残りの1名は養護学校を卒業後、就労状況を見守るために1ヵ月の措置延長の後、退寮となった。

## ②自立支援の実践内容

### 全体会議

学期ごとと夏休み前と祭りの行事前に、全体会議をここで開いています。それに向けて、班長の子たちが、生活の日課や役割分担を決める。生活の特徴としては、みんなで決めたことをやりましょうというやり方です。

この寮は中学生専門の施設だったので、子どもの自治的な希望を実現していこうという今の流れができていると思う。

### 夏休みの移住生活

夏休みについては、廃校をかりて1ヶ月にわたって、二重生活をする。夏休みは本格的に向こうに移住し、こっちに残るのはクラブに行く子や親元に行く子とかです。職員は6日交代で泊り込む。いつもは三交代なので、ここでどっぷりと生活をともにし、職員は子どもの事がなにかにもみえるし、子どももいつも職員がいて、安心感を。自然のなかで、徹底して無我夢中で遊べるようなそんな場を提供する。1年1回は愛着形成をする。とことんここで育ち直しをする。

### 盲学校の人との交流

もう一つは、盲学校の人との交流がある。養護施設の外の人たちとのかかわりを広げなかった。盲学校の人たちと歌を歌ったり、生き様や生き方を知り、職員も交流する。差別をされたりしてる子が、ボランティアをする側になる。そういうことも含めて、施設の職員が地域の中で一生懸命で活動している。

### 育ち直し

心の発達の中で課題をかかえる子どもたちがいかに入所までの心のダメージや満たされきれなかったものを、施設の中で育ち直しをしながら、自分はこれでいいんだとか、自分でなにか自尊心がもてたりとか、自分作りをして、社会に向かって出て行く力、こころの自立の力をつけていくことが大事。

中学3年のときに入所してきたMちゃんは、読み聞かせをし、小さい子を寝かすこともできるのですが、それがすめば、自分も幼児さんと同じように、とんとんしてもらって、安心して眠りにつくという体験をやっぱりいっぱいしたい。16歳の子なんですけど、小さいときに求めていたけれど結局満たしてもらえていなかった。大人に近づいてきたからいいだろうではなくて、実体験をすることで、こころを安心させて、次に向かっていく力にしていくんだな、そういう年齢の部分とその子自身が体験できてこなかった時点で立ち返って、かかわってあげる部分がある。

「16歳にもなつて何ゆうてんねん、甘えたこというてんねん」と職員は思わない。三交代勤務ですので出来ない日もあるけれど、彼女には大事にしていこうと、ケース検討をしていく中で職員の認識が一致していく。

### 家族の現実と向き合う

虐待をうけて寮に入ってくるが、自分の家族について振り返るという作業は切り離せない。その作業を職員と一緒に振り返ることとか、一緒に生活するというだけでなく、どうすれば接点や関係をつくれるかを考えていくことが大事。ある程度年齢がいくと、中高生は、原点を知りたくなるので、寮を出る時までには本人が納得いくまで実現させてあげたい。自分のお母さんを本人の目で確認できることが大事で、そこからある程度きりを付けてではないが、確認できると、ここから出で行くときに自分の人生をあらたに作っていける。

### 「生い立ちの記」

子どもたちは、小学校、中学校、高校を卒業するという節目を迎えたときに「生い立ちの記」を書き、卒業を祝う会の時に、皆の前で読む。

小学校で振り返れる自分と、中学校で振り返れる自分とがある。中3、高3で内容が変わる。それを振り返ってこれからの自分を考える機会に。自分の気持ちの整理。

子どもたちの中には、書けずにおいていたものもありましょうし、それが徐々に整理されて来たり、記憶の無い子については、児童相談所の記録を見ながらで、あなたはここで生れてと、こんな風に生きてきたんだよと、存在を確かめることになっている。

寮の伝統として作ってきているものなので、子どもには当たり前になってきている部分もあります。はじめは嫌がる子もいるんですが。でも最後には書きます。

最後は、ここで育ったことがよかったんだとまとめにでてくる。施設で生活したことを自己肯定して、これで始めて、自立やな。卒園する子は、ここががんばったことを確認している。自分に置き換えてみると、自分がこんなに書けるだろうかと思う。人の前で発表している姿を見ると、りっぱだなと。ふんばって、親元を離れて暮らしてきた子の力だな、と。

### ③取り組みの特徴

要保護児童の多くが、体験されるべき特定のおとなとの継続的でこまやかな経験をし損ねてきており、育て直し（育ち直し）による「治療的かわり」の必要性が指摘されている<sup>11)</sup>この施設では、その子自身が体験できてこなかった時点で立ち返って、かかわることを大事にしていこうと、ケース検討をしていく中で職員の認識を一致させていく取り組みをしている。

また、近年リービングケアとして「生い立ちの整理」をすることが必要な取り組みとされてきているが<sup>12)</sup>この施設では10年以上前から卒業という節目に

「生い立ちの記」を子どもたちに書かせている。

「生い立ちの記」を書き上げる作業は、子どもたちにとってどのようなものなのだろうか。I 施設退所者のBさんに聞いた。

「文集ね。『面倒くさいな』とか思いながら（笑い）。まあでも、自分をちゃんと見つめるっていう作業をするっていう事って、大事なことなんやなっていうふうには思いますけどね。その当時は、なんか嫌なことも思い出したりとかするじゃないですか。生い立ちとか。しんどくなって。それを書くことがすごいしんどくなったりっていうこともありましたけど。繰り返し繰り返し書かされて、きっと自分も『自分はこういう子や』みたいなことが受け入れられたので、他所でも別に普通に、平気で。平気でって言うに変だけど、それが自分なんやということが、主張できる人になったんだろうなというふうには思いますけどね。」（Bさん／36歳／女性）

Bさんは、「生い立ちの記」を書き上げることは確かにしんどい作業だったという。しかし、嫌な思い出とも繰り返し向き合い「自分」を受け入れられ、「それが自分」であると受け入れられるようになったと語っている。子どもたちはこころの痛みに向き合って、書き上げる作業を行う。このしんどい作業は、自分を受け入れ、自己の肯定感を育む契機となり、次に進む力になったとBさんは証言している。

## (2) A 児童養護施設

### ①施設の概要

2006年に都立児童学園が民間委譲され、A園として運営を開始した。A園は、中学生以上の年長児童専門の施設である。全日制・定時制を問わず高校卒業を目指す年長児童のための児童養護施設である。在園中に卒業後の自立に向け、特に基本的な就労の訓練や実際の職業の指導を行う。学園の生活は全て将



来の自立を目標としている。入園時は学業主体の生活であるが、進級状況により就労訓練を加味していく。定員は20名である。

2007年度は6名が退所した。平均在寮期間は、12.3か月であった。家庭復帰4名、措置変更1名、自立援助ホーム入所1名であった。そのうちアフターケアの可能なものは2名である。

## ②自立支援の実践内容

### 事例

ここに来るまで施設を2回、里親さんを1回、たらいまわしですね。外泊にも行くんですけど、お母さんから前日に電話がかかってきて、「あいつと一緒にいるとケンカしそうだから今回は外泊はやめてくれ」とか、気分でコロコロ変わって。ただ本人は、お母さんに何かを期待して、ひょっとしたら変わってくれるかもしれないということです。ずっとやっていたんですけど、最近はかなり諦めてきて「お母さんはあだから」と。多少大人になって自分というものができてきて、それでも親だと思えるところまで来たみたいなんですけど、やっぱり小さい頃にはなかなかそれが受け入れられなかった。ウチのお母さんはどうして、と。施設に入ってもかなり激しい反応をしたようで、どこの施設でも面倒みれない、里親さんのところでもやっぱりトラブルを起こして私達のところに来たんです。

### 自立支援

中に在所期間1か月という子がいます。性的虐待で緊急に保護された子なんですけど、お母さんが男の人と別居するからお母さんと暮らすと言って。年齢が高いお子さんになりますと、本人がこうと決めたらその選択にどれほどのリスクがあるかと（止められません）。（本人が）それを変えない以上は先に想定されるリスクを取り除くか、本人へ「これはしちやダメだよ、あれはしちやダメだよ、こうなったらすぐに帰っておいで」というような形で、やっつけ仕事に近い調整ですよ。

### 高年齢児の養護

東京都の児童養護施設は他県の施設さんから比べるといいと言われるんですが、まだ職員数は足りないというのが正直なところですよ。そうすると、手のかかる高年齢児さんを受け入れられないという理由もなんとなく分かりますよね。無理なんだと思うんですね。高年齢児の子はやるのが派手になるじゃないですか、万引き、窃盗、深夜徘徊、家出、喫煙、お酒、と。職員が2人3人いても、結局無断外泊をしたり、「警察に捕まりました、迎えに来てください」というと出かけるんですよ。夜間に事実上1人になってしまう、と。やっぱり2人いないと困りますね。

### 通学

不登校だったお子さんが大勢入所してきますので、学校に行くことが非日常だったお子さんを安定して行かせるには、入所から1ヶ月2ヶ月は職員がべったりですね。新しい子が来るたびにその子が安定するまで、持ち物は大丈夫か、宿題は、プリントは…もう小さい子にやるようなことを張り付きでやって。

### 自立支援計画

東京都のフォームをそのまま使っています。計画表は2種類あって、私達の施設用では、目標設定は短めに具体的に何をするか書いて。これが半期ごと、10月に見直しをするんですけど、「できた、できない」を書きまして、その上で次の目標や具体的な支援方法を書いて、年度末3月に評価、と。

その際に子どもに自分の目標を手書きで書いてもらうのがそのフォームです。それは職員と一緒に。職員のほうからざっくばらんな話を、「自分で起きれるようにならないかな」「うん、今はまだ無理」「そう、でも頑張ろうね」といったやりとりで。

この子の場合、「早寝早起き」「テスト前は勉強する」「2週間の就業体験を頑張る」「部活・学校行事に参加する」、将来の希望が「販売員、服

です。

(アルバイト)

「実習」は仕事やアルバイトですね。高校以上のお子さんについてはアルバイトを勧めています。おそらく自立援助ホームですと、社会人としての心構えであったり要求は高いと思うんですが、私共の施設に現在いる子に対しては、私はそこまでは要求してないです。施設不調であったり里親さん不調、不登校の原因になる子どもというのは結局人間関係でダメになっているんですね。ほぼ全員が対人関係のとり方に問題あり、と。そうではなくて、労働という対価を得るためには人間関係が円滑にできなければ結局仕事を辞めざるを得ないという経験ですね。初めてアルバイトした子は、「あの店長ムカつく」とか「工場長がどうのこうの」とか、「先に入ったバイトのあいつがムカつく」とか言うんですけど、そういう話を聞きながら「いやいや…」という話をしていく、そういう体験をさせるのがどちらかというメインですね。

(進路)

今の普通高校であれば通常進学ということになるんですが、就職の支援もしていただけますので、保護者会、個人面談なりに職員が出向きまして、いろいろ先生と話をしながら決めていく、と。(事例は)アパレル関係を書いていますけれども、これはもう学校の先生と私達でコンセンサスは取れていますので、そういう形で本人にも説明をして、気持ちも持って行く、と。

やはり大人同士の連携を取りませんと子どもが混乱します。学校の先生はどうしても家庭の事情まではそんなに踏み込みませんから、我々が、要するにもうおうちに帰れない子で1人でやるしかないの、こういう仕事が望ましいんじゃないかと思っても、先生は一般的な家庭のあるお子さんと同じようなつもりで何か別の話をしますと、どっちの意向を聞いたら良いんだと不安定になっちゃうんですね。だからそれはもう入学と同時に最

初から先生にはお願いしておきます。

### 自立

IQの問題抜きには考えられない。そこを頭に置かれて自立ということ  
をなさらないと。特に大きい子どもたちはそういう子達が多いですね。そ  
れがゆえに養護施設に入ってきちゃう。それゆえに親が離しちゃうなりな  
にかしますので。自立がますます難しい子どもたちというのが今の養護施  
設の実態だと思います<sup>13)</sup>

ですから精神的な自立，そこそがが一番難しい。そもそも小さい頃から  
満たされてないので、底なしの愛情欲求ですし。

### 大人に対する信頼

そうです、不信感が大きいので…。まず大人を信用して良いんだよとい  
うところから始めないと。まずはいくらでも話を聞くとところから、あなた  
の話は受け入れますよというところから始まる。

なんでも大丈夫、受け入れてあげるよ、という姿勢を見せない限り、何  
かを注意しても右から左に抜けちゃうんですね。ずーっと受け入れて、受  
け入れて、受け入れているうちに、しばらくして信頼関係ができてから何  
かを言うと、そこでもうすばらしく彼らは変わっていくんです。

だから職員にとっては夜が大変なんです。結局、昼間は学園の子ども  
は学校に行っている、だから夜帰ってきて話をしたい。なんでも1対1で  
話を聞いてほしいというのが彼らの望みですから、そこでいつもみんな苦  
労してるんですね、職員達は。

もう一つ、子どもたちに一番教えなきゃいけないのは、生きてて良いん  
だよ、生きる価値はあなたにあるんだよ、と教えるということ。

大体虐待にあった子どもたちというのは、自分が悪いから親たちがやっ  
たんだ、と思っているお子さんがほとんどですから。自分がいなければ親  
たちは不仲にならなくて済んだんじゃないかと悩んでいるお子さんもい  
らっしゃいますから、そうじゃない、と。あなたは生きてる価値がある

んだよと教えること、それによって落ち込んだときにも頑張れる力を持たせてあげられるかなと思っているんですけどね。そのためには真剣に何時間でも話を聞く。

### 退所後

つなげられる子はずっとつなげて、法人のモットーは「実家になろう」ということで、何も連絡が来なければ来ないで良いし、困ったときに連絡してくれればそれで全部受け入れましょう、と。それがあって今年初めて合同成人式をやったんですね。成人式の子ども達、二十歳ということはみんな退所した子ども達に連絡を入れて、そこで一緒に成人式をあげる、と。それを法人全体でやろう、と当園の子どもたちも二十歳の年齢になってきますので、今年は14人ですね。きっとそれを伝え聞いてまた戻ってくる子たちもいるかな、と。

一応東京都のほうからアフターケア加算というものが付いておりまして、アフターケアをなささい、と。それについての実績でお金がいただけますので、定期的に電話、面会、訪問、食事を一緒にしたりをしています。

### 職員

「子どもに対して親だと思ふな」ということなんです。「親代わりではあるよ」、と。親代わり、ここが職場だから。職場のプロとして子どもと接しなさいということは言うんですね。そうじゃないと、それこそ抱え込みももちろん始まりますし、この子のことは自分しか分からないというふうになっちゃうんですよ。そうじゃなくて、この子は学園全部で預かっている子なんだから、親代わりだけれど実際の親、本当の親じゃないのよというのが一つ。同時に、子どもにとって私達は親代わりにしかなり得ない。どうやっても実の親にはならないんだから。どう可愛がっても、何しても、実の親がやっぱり一番大事だということに持っていかなかちゃいけないですよ。だから、親がどんなにひどくても、ひどい親だということを認識しつつ、でも私を生んでくれた親だと思わせないと。

### ③取り組みの特徴

この施設では、「まずはいくらでも話を聞くところから、あなたの話は受け入れますよというところから始まる」と語られているように、子どもに語ることに重点をおいた支援をしている。「ずーっと受け入れて、受け入れて、受け入れているうちに、しばらくして信頼関係ができてから何かを言うと、そこでもうすばらしく彼らは変わっていく」という。

子ども自身が自らを語り、子どもが話を聞いてもらえたという思いをもつことは自尊感情の回復の契機となると指摘されている<sup>14)</sup>

この施設を退寮したDさん(20歳/女性)は、自分の成長の節目を聞かれて、「寮に入って、ここに来たことかなって思いますけど。ここを出て家に帰ってから、ここでの経験でわーって成長したような気がします。おもに職員と話したことが自分の身になったというか。何かに対していやだって思っても、なんか方向を変えて考えられるようになったっていうか。違う考え方ができるようになったから。」と話している。

## (3) S 自立援助ホーム

### ①施設の概要

S施設は、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設などを退所し、就職する青少年や家庭から援助を得られない青少年に対して、生活面・就労面において相談にのりながら、社会的自立をしていくために支援していくところである。S施設は、アフターケアを行う施設として、1958年に立ち上げられ、1974年から東京都の「相談事業」として助成を受ける。1984年に東京都が「東京都自立援助ホーム実施要綱」を作成し、このときはじめて自立援助ホームという名称がつけられ、補助金が交付された(1988年から国庫補助)。1997年に、児童福祉法の改正により、「児童自立生活援助事業」(第2種社会福祉事業)として児童福祉法内の施設となる。

対象は義務教育を終えた児童で、就労を希望し、社会的に自立するための援

助が、家庭で得られない青少年である。

2007年度は8名が退寮した。平均在寮期間は22か月である。彼らの入所経路は、児童相談所5名、保護観察所2名、福祉事務所1名である。児童養護施設とは異なり、入所経路は多様である。退所先は、住み込み4名で、他はアパート、家庭、知人宅、他施設各1名である。入所理由は、少年院後ケア2名、住込み不調2名、家庭不調2名、施設不調1名、その他1名であった。

## ②自立支援の実践内容

### 契約施設

養護施設と違うのは、ここは契約なんですよ。自立援助ホームですから。子どもたちとの契約で入ってくる。

### 支援課題の変化

私がこの業界に入ったときは、いわゆる非行少年的な子が割に多かったように思います。逆の意味でパワーはあるんですよ。「健全なる不良」で、ベクトルを変えればそういう子は早いんですよ。最近、いわゆるボーダーと言われている子が多いですよ。実際、中にいる子でも、半数くらいそれに該当する子達があります。ここにいる間は良いんですけども、じゃあどこに自立するのかとか、いわゆる落としどころがすごく大変なんです。その辺はすごく悩みどころで、今四苦八苦しています。

### 入所時

大体の子は仕事に就いてないです。仕事探しからですね、そこから練習だと思っています。ハローワークに一緒に行って。ハローワークそのものを知らない子もいますよね。仕事はこうやって探す、と。フリーペーパーとかの求人もありますけど、王道でハローワークに行って、こういうふう利用する、と。そこからですね。その流れでこうやって探す、求人票をもらってくる、申し込む、履歴書を書く、写真を撮りに行く、その流れですよ。ここに入ったときも、住所を移すのに一緒に役所に行く。一緒に

やりながら、そのうちにはできることは自分でやらせて。通帳を作る，ATMを使ってお金をおろす，そういうところですね。

### 就労状況

今は1人だけ仕事をしていません。面接は受けに行ってますけれども。場所柄仕事はいくらでもあるんです，選り好みしなければ。アルバイトの方が多いです。結果，正規になるという子はいますけれども，多くはないです。（職種は）飲食が多いです。あとは建築関係，倉庫の作業とか。

（正規雇用は）ただ子どもたちがあんまり望まないですね。手取りが減るとか，保険料や税金が高くなるので。目の前のことはよく見えているんですが，トータルでなかなか。

（正規職の）サポートはもちろんします。ただ難しいんです。働くというところに乗せるまでが大変なんです。自立したいと言って来ているんですけども，やっぱり，本当は働きたくないと思うんですよね。酷だなどは思うんですけど，でもしょうがないですよね。軌道に乗っけるまでが大変です。自分でなんとなく起きて仕事に行き始めて，コンスタントにお給料もらってきてというところで，その先なんですよ。彼らが正規で働くか，長期で働くかどうかというのは。

### 収入と支出

多い子は25，30万とかもいましたけどね。ただ稼げない子はもう8万とか。でも大体15から10の間くらいですね。土地柄ちょっと得をしていますね，ここの子は。時給がそもそも高いです。寮費3万円，国民健康保険料，積み立て（行事用）3,000円，残ったら貯金なんですよけれども，あとは携帯代とかですね。一応15,000円が上限ということで。

毎月給料清算というのをしています。フォームを作っているんですが，お小遣い帳というか，家計簿みたいな感じですね。1ヶ月このくらいでやりくりするというのができればいいのかなという形でやっています。もちろん貯金もそうですし，何ヶ月後に出たいということであれば，逆算すれ



ばいくら貯めていけばいくらになるというところで話をしますね。入ってすぐはちょっと無理ですけど、ある程度仕事も軌道に乗って、お給料がコンスタントに安定してもらってき始めてくると、本人達もそちらに目が向くんですよ。初めは仕事を一生懸命やるのでそこまでは頭がいかないですけど。

### 生活

朝ご飯を食べて、いわゆる現場系の子だと朝が早いのでしっかり食べて、お弁当も目いっぱい作って持って行ってます。その他は大体飲食店が多いので、そこで食べたりとか自分のお金で食べたりとかしています。

夜ご飯は大体の子が帰ってきて食べます。9割方は今のところ食べていますね。6時半からご飯で、職員の誰か1人はここにいるので、一緒にご飯は食べるんですよ。こちらから水を向けて話をするようにはしています。なるだけこの場で。そうじゃない話は別のところでしますけれども。ご飯を食べながら、仕事の話が多いですよ。あとは女の子の話だとかさまざまです。相談が多いと順番待ちじゃないですけど、聞いてよ、聞いてよとなります。

入所のときに、「働くこと、自立のための貯金をすること、他の人に迷惑をかけないこと」そういう約束はします。中のルールは門限（22時）とか、コップは拭いて片付けてねとか、そういう細かいことはありますけど、あとは本当に当たり前のことを当たり前に言っているだけで。

働けない子は無理です。本人が働けそうで、もちろん働くという意識がある子じゃないと。入所のときにすごく僕はしつこく確認します。さっきも言った、10代で働くななんて酷だと思いますので、本人がやりたいと言わなければ入れないです。最後には約束という形でサインしてもらっています。あなたが働くと言ったんだよね、ここを利用したいと言ったんだよね、というところで。それくらい、本人が「やります」と言うくらいじゃないとできないです。それくらいの約束をさせて入所させます。「高校に

行きたくないから自立援助ホームに行く」というのじゃダメよ、と。そういう子は続かないです。

### 自立支援計画

作ります。今のところ本人とするんです。まず入所の段階であなたの目標は何？と。もちろん、何もなくて受けて、働け、終了、じゃなくて、「どうしたいの？」という話は当然するわけです。職業をコロコロ変えているうちはまだダメですけど、ある程度落ち着いて安定し始めたら、どうしようかという話をもちろんします。どこに住むという話から免許を取るのかとか、「この先どうしたいか夢があるの？」とか。「あなただったらこういうふうにしたほうがいいよ」、「こういう方法があるよ」とか。必要であれば資料を集めてあげたり、一緒に集めたり、自分で探しておいで、となったりです。

入所して、本人に聞きながらいろいろ書いたりしながら、数ヶ月後に振り返りをしたり。方向性が変わったという子もいますし、そういうのを利用しながら。

本当に自立が数ヶ月後に迫っている子は、例えば2月3月4月という簡単な表を作らせて、2月中に何する、3月中に何する、自立するのが5月ということになれば、じゃあもうこの辺から不動産屋さんに行って探さなきゃいけないし、こういうものを準備しなきゃいけないねということで、本当に具体的に明確に。もちろん職員も一緒にやりますけれども。「保証人はどうするの？」とか、「お金はいつ払うの？」とかそういう話をします。

### 退寮

敷金礼金とプラスアルファを貯めて出て行く。でもね、「貯めたから出る」と言って出て、即「なくなった」と戻ってくる子もいます。

1回やってみるとね、次に出るときは本当に出るときですね。勉強ですよね。

自立のさせ方というか、へその緒の切り方も個々まちまちで、正直言えばよく分からないですけど、本人のやる気かな、と。「無謀じゃないの?」と思うんですけどできる子もいますし、「ほらね、ダメだったでしょ」という子もいます、逆に。本人と相談しながら、もうちょっと貯めたほうが良くないかとか、「せめて車の免許を取ってから出れば?」とか話はするんです。

### 自立

明確な答えは実は持っていない。お金だけじゃないというのも先ほどの話でそうですし、受け売りなんですけれども、自尊心が育たないと子どもの自立は無理だよ、と。確かにそうなんだろうな、と。それはすべてにつながるのかな、と。やっぱり自信がない子達、成功例を持っていない子が大半なんですよね。ダメダメと言われて…。

その中で自分なりに、働く、稼ぎがある、寮費が払えとか、ラーメンが作れるとかなんでも良いと思うんですよね。やりながらそういうところが満たされていかないと、やっぱりなかなか外に飛び出すのは怖いと思うんですよね。

### ③取り組みの特徴

この施設では、入寮に際して「働くこと、自立のための貯金をすること、他の人に迷惑をかけないこと」という約束をする。この約束に集約されているように、S施設の取り組みは、職業探求を中心に行われている。加えて、生活技能の修得や社会資源の理解などの、短期的に修得可能で、具体化が容易でかつ社会生活上の要請の高い事柄を中心に支援がなされている<sup>15)</sup>

## 5 お わ り に

本稿では、近年の施設養護の動向および3つの施設における自立支援の取り

組みを検討してきた。ここでは、これまでの検討の中で明らかとなった事実や解釈を整理しておきたい。

(1) 施設養護の目的は、インケア、リビングケア、アフターケアを含み、施設で生活をしている期間だけでなく退所後も含む援助となった。事例調査を行った3施設についても、卒園した児童の合同成人式などのアフターケアが実践されている。

(2) 近年の施設は、援助単位の小規模化や対象者の年長化を進めており、施設養護の多様化がみられる。

事例調査を行った3施設を、1節で示した分類に当てはめると、I児童養護施設の定員は30人と多くはないが通常の大規模養護に分類できる。A児童養護施設は中学生以上が入所する年長児童の施設で、また、S施設は自立援助ホームであるが定員は20人と大規模施設であることから、両施設は大規模年長児童養護の類型に入れることができる。したがって、ここで取り上げた3施設での自立支援は、すべて大規模施設での自立支援ということになる。

(3) 施設養護における自立支援とは、児童の家庭復帰と社会的自立とされている。児童養護施設退所者では、家庭復帰6割、就職2割、他施設転所1割となる。家庭復帰は6割を占めるが、中学生までの退所者に限られ、年長児童は就職が主な退所理由となる。

(4) 自立支援の内容は施設による相違がある。

S施設（自立援助ホーム）は、働く意欲をもつ児童に入寮を限定し、就労支援を中心とした自立支援を行っている。A施設は、高校に通う子には実習としてアルバイトを体験させているように就労支援に力点を置いている。I施設は、「毎日の生活の中で少しずつの自立支援」を行っている。

児童福祉施設における自立は、基本的に施設入所児童の「日々の生活における達成目標」としてとらえる場合と、退所時点もしくは退所後の「最終的な到達目標」としてとらえる場合とがあるという<sup>16)</sup>これによれば、I施設の取り組みは前者、A施設とS施設の取り組みは後者として位置づけられる。

これらの相違は、3施設の入所年齢が異なっていることが影響を及ぼしていると考えられる。A施設とS施設は年長児童を対象とする施設であり、間近な社会生活を念頭においた支援となっている。さらに、S施設は義務教育を終了した児童を対象とする施設であり、施設の種類の相違を生んでいるのであろう。

(5) 最後に、児童養護施設で行われているさまざまな自立支援のうち特色ある取り組みとして以下のものを指摘しておきたい。

- ①「受け入れる」…まずはいくらでも話を聞くところから始まる。受け入れて、受け入れているうちに、しばらくして大人に対する信頼関係ができる。加えて、「あなたには生きる価値がある」と教える。(A施設)
- ②「育ち直し」…体験できなかった時点に立ち返って、かかわってあげる＝欠如しているケア(添い寝)を提供する。(I施設)
- ③「家族の現実と向き合う」…家族について振り返る。親の姿を確認する。本人が納得するまで実現する。(I施設)
- ④「生い立ちの記」…自分の生い立ちについて作文(自分史)を書く。自分の気持ちを整理し、これからの自分を考え、自己認識・自己肯定感を育む。(I施設)

施設養護のもとにある子どもたちの自立を、家庭復帰と社会的自立とするならば、家庭復帰が実現しなくとも、③「家族の現実を向き合う」は子どもの自立支援として欠かせぬものであろう。また、①「受け入れる」、②「育ち直し」、④自分史の作成などの支援は、両施設が行っている特色ある貴重な実践といえよう。

#### 注

- 1) 京極高宣「今、求められている自立支援」『月刊福祉』2006年7月号 p12
- 2) 厚生省児童家庭局家庭福祉課監修『児童自立支援ハンドブック』1998年 p17
- 3) 庄司順一「今、求められる子どもの自立支援とは何か」『月刊福祉』2006年4月号 pp21

- ～22, 岩崎美智子「児童福祉の視点から」 畠中宗一編『現代のエスプリ 関係性のなかでの自立』至文堂 2009年11月号 pp136～137
- 4) 1987年の通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」が、自立の支援のために、これまでのスポーツや表現活動の指導に加えて学習指導が実施されることになり、改めてこの通知（1997年）が出された。
  - 5) 2005年から、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の4施設で小規模グループケアを実施することになった。
  - 6) 自立援助ホームは、2009年2月現在、49か所である。
  - 7) 厚生省児童家庭局家庭福祉課監修、前掲書、pp30～35
  - 8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童養護施設入所児童等調査結果』2008年
  - 9) 青少年福祉センター編『強いられた「自立」－高齢児童の養護への道を探る－』ミネルヴァ書房 1989年
  - 10) 調査の全体は、施設調査、退所者調査、職員調査の3つからなる。本稿では、2009年に行った施設調査を主として用い、必要に応じて退所者調査で得られた知見も加えている。調査は、野澤正子（千里金綱大学）・岩崎美智子（東京家政大学）との共同で行っている。
  - 11) 内海新祐「子どもへの治療的かかわりとケアワーク」鈴木力編著『児童養護実践の新たな地平－子どもの自立支援と権利擁護を実現するために』川島書店 2003年 p124
  - 12) 東京都社会福祉協議会児童部会リービングケア委員会編『Leaving Care－児童養護施設職員のための自立支援ハンドブック』東京都社会福祉協議会 2008年 pp24～30
  - 13) A施設入所の18人中5人が「愛の手帳」を所持している。また、『社会福祉施設調査』（2006年）によると、児童養護施設に915人の療育手帳所持者がいるが、その内の446人（72.5%）が15～17歳である。
  - 14) 当事者の語りを尊重した実践を、林浩康はナラティブ・モデルと呼んでいる。（森浩康『児童養護施策の動向と自立支援・家庭支援－自尊感情の回復と家族との協働』中央法規出版 2004年 pp73～74）
  - 15) 森、同上、pp91～97
  - 16) 望月彰「児童養護と青年期問題」喜多一憲他編『児童養護と青年期の自立支援－進路・進学問題を展望する－』ミネルヴァ書房 2009年 pp7～10